

奈良県県有施設広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県県有施設に広告（第4条第2項に規定する広告掲出場所以外に掲出を許可された広告を除く。以下同じ。）を掲出するのに必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲出は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）に広告媒体を提供することにより、奈良県（以下「県」という。）の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「広告」とは、広告主が企業名、事業内容及び商品名等を告知する目的で文字又は画像により作成したポスター等をいう。

(広告掲出場所等)

第4条 広告掲出は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ県有施設の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の掲出場所、規格等については、県が別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

第5条 広告掲出にあたっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲出の対象)

第6条 掲出する広告は、県有施設の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、その範囲は別に定める奈良県県有施設広告掲出基準（以下「広告掲出基準」という。）によるものとする。

(広告を掲出する期間)

第7条 広告を掲出する期間は、広告掲出の申込みのあった期間とする。ただし、原則として、1か月を単位とする3か月以上の期間とし、年度を超えることはできないものとする。

(広告掲出料等)

第8条 広告掲出料は有料とし、県が別に定める。

2 広告主は、前項に規定する広告掲出料のほかに、行政財産の目的外使用にかかる使用料を支払わなければならない。

3 広告主は、広告掲出料及び行政財産の目的外使用にかかる使用料を知事の発する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

(広告掲出希望者の募集)

第9条 広告掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）の募集は、募集の条件等を明示した募集要領を定め、県の公式ウェブサイトに掲載すること等により公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに隨時行うことができるものとする。

(広告掲出の申込み)

第10条 広告掲出希望者は、広告掲出申込書（第1号様式）を提出しなければならない。なお、代理人による申込みの場合は委任状（第1号様式-2）を添付しなければならない。

2 県は、前項の規定による申込みがあった場合で必要があると認めるときは、広告掲出希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告主の選定及び通知)

第11条 県は、広告掲出希望者から前条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲出希望者及び広告内容について、第6条の規定に係る審査をしたうえで、1の広告枠について複数の広告掲出希望者がいる場合は、次の順位により広告主を選定するものとする。

（1）公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。

（2）掲出を希望する月数が多いもの。

（3）その他県が優先すべきと認めるもの。

2 前項の規定により選定した広告掲出希望者がなお複数いる場合は、抽選により選定するものとする。ただし、抽選に先立って希望者と調整を行うことができる。

3 県は、前2項の規定による選定を行ったときは、広告掲出の申込み及び掲出について（第2号様式）により、広告主に通知する。

(検討会)

第12条 前条第1項の審査にあたり意見を聴取できる場として、別途定めるところにより奈良県県有施設掲出広告検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

2 検討会は、広告掲出の可否について疑義が生じた案件について検討するものとする。

(承諾書の提出)

第13条 第11条第3項の規定により広告掲出の決定の通知を受けた広告主は、県が別に指定する期日までに承諾書（第3号様式）を提出しなければならない。

(行政財産の使用許可)

第14条 広告主は、広告掲出に際し、地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の使用許可を受けなければならない。

(広告の提出及び確認)

第15条 広告主は、掲出開始日までに広告を県に提出し、県の確認を受けなければなら

ない。

- 2 県は、前項の規定による広告の提出があった場合は、広告の内容等が申込書に記載された内容と相違なく、かつ、本要綱、広告掲出基準及び募集要領に適合していることを確認しなければならない。
- 3 県は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適切でないと認めるときは、広告主に対し修正等を命じることができ、広告主はこれに応じなければならない。広告掲出後においても同様とする。

(広告の作成)

第16条 広告の作成に係る費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲出の取消し)

第17条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告等を行わずに広告掲出の決定を取り消し、又は掲出した広告を撤去し、若しくは広告掲出を一時中止(以下「取消し等」という。)することができる。

- (1) 掲出開始日までに掲出する広告の提出がないとき。
 - (2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (3) 広告主が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲出する必要がなくなったとき。
 - (5) 広告主が書面により、掲出取下げを申し出たとき。
 - (6) 広告主が、指定する期日までに広告掲出料及び行政財産の目的外使用にかかる使用料を納付しなかったとき。
 - (7) 広告主が、第15条第3項の規定による修正等の求めに応じないとき。
 - (8) 広告主又は広告の内容等が本要綱、広告掲出基準又は募集要領に抵触する事実が判明したとき。
 - (9) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 県は、前項の規定により広告掲出の取消し等をしたときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の規定による広告掲出の取消し等により広告主が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

(広告主からの取下げの申出)

第18条 広告主は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面により県に申し出なければならない。

- 2 県は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去し、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告掲出料等の返還)

第19条 既に納付した広告掲載料及び行政財産の目的外使用に係る使用料(以下「広告掲出料等」という。)は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲出しなかったときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 広告掲出料等については、掲出しなかった日数に応じて日割計算により算出し、その

額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 広告掲出料等には、利子を付さない。
- 4 エレベーターの壁面を媒体とする広告について、次の各号に掲げる理由により、県が平日の開庁日においてエレベーターの運営を一時停止した場合（ただし、一時停止の期間が、1か月単位につき2日以内の場合に限る。）は、その広告掲出料等を返還しないものとする。
 - (1) 機器の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告の掲出による苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

<例示>

(第1号様式 第10条関係)

広告掲出申込書

奈良県県有施設広告掲出要綱第10条第1項の規定に基づき、広告掲出を次のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり以下の事項を誓約します。

- 1 この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 奈良県県有施設広告掲出要綱及び奈良県県有施設広告掲出基準を遵守します。
- 3 奈良県が、申込内容について奈良県県有施設広告掲出要綱等に適合しているか必要な調査を行うことに同意します。

年　月　日

奈良県知事 殿

【申込者】

※代理人の場合は委任状（第1号様式-2）を添付してください。

〒

住所

商号又は
名称

代表者
氏名

印

【申込内容】

掲出を希望する施設名／場所	/	
掲出希望期間	年　月　～　年　月（　か月）	
連絡先	担当部署／担当者氏名	/
	電話番号／FAX	/
	メールアドレス	

【添付書類】

- ①広告図面等
- ②会社概要等（業種等がわかるもの又は会社のホームページのURLなど）
- ③申込者が法人の場合：法人登記の写し及び役員の氏名、ふりがな、住所、生年月日を記載したもの
- ④申込者が個人の場合：申込者の氏名、ふりがな、住所、生年月日を記載したもの
- ⑤納税証明書（県税全項目について滞納のないことを証明するもので交付日より3ヶ月以内のもの）

<例示>

(第1号様式-2 第10条関係)

委任状

【受任者】

〒

住所

商号又は名称

所属組織名

(支店名等)

受任者氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、奈良県県有施設広告掲出にかかる下記の権限を委任いたします。

記

- 1 広告掲出申込及び行政財産使用許可申請に関する一切の件
- 2 広告掲出決定にかかる抽選の手続きに関する一切の件
- 3 広告料等支払及び還付請求に関する一切の件
- 4 広告内容変更に関する一切の件
- 5 同一年度内掲出期間延長に関する一切の件

○ ○年 ○月 ○日

【委任者】

〒

本店住所

商号又は名称

代表者氏名

印

代表者連絡先（電話番号等）

<例示>

(第2号様式 第11条関係)

○ ○ 第 号
○ ○ 年 月 日

(申込者) 様

奈良県知事 ○ ○ ○ ○

広告掲出の申込み及び掲出について

[基準に適合する者に対する通知文例]

○○年○月○○日付けで申込みのありました広告掲出について、奈良県県有施設広告掲出要綱及び奈良県県有施設広告掲出基準に適合するものと認め、掲出することに決定しましたので通知します。

つきましては、下記の書類を○○年○月○日（期限厳守）までに提出して下さい。

記

- 1 奈良県県有施設広告掲出要綱第13条に基づく承諾書（第3号様式）
- 2 行政財産使用許可申請書

[基準に適合しない者に対する通知文例]

○○年○月○○日付けで申込みのありました広告については、掲出しないこととなりましたので、通知します。

連絡先：奈良県○○○○○○○○
電話番号○○○○-○○-○○○○

<例示>

(第3号様式 第13条関係)

承 諾 書

奈良県県有施設広告掲出要綱第13条の規定及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第△△号の広告掲出の通知に基づき、次のとおり承諾します。

年 月 日

奈良県知事 殿

〒

住所

商号又は
名称

氏名

印

記

掲出する施設名／場所	/
掲出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
料金	円
広告掲出料納入期限	年 月 日
広告の規格等	[例] 縦 〇〇〇mm × 横 〇〇〇mm 〇〇〇の募集に関するもの
備考	

広告掲出に当たり、次のとおり誓約します。

1. この承諾書及び添付物の記載は、事実と相違ありません。
2. 広告の内容等に關し、法令等に違反する事項は一切ありません。
3. 奈良県県有施設広告掲出要綱及び奈良県県有施設広告掲出基準を遵守します。
4. 奈良県県有施設広告掲出要綱第17条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、広告掲出の決定の取消し等をされても異議はありません。
5. 広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負います。